

# アット・ニフティ パワーカードUC ご利用のご案内



## アット・ニフティ パワーカードUCで、 安心・快適のインターネットを。

光ファイバーや高速モバイル通信、ADSLなど  
多様な接続サービスをご用意

お客様のライフスタイルに合わせた多様な接続サービスをご用意しております。

<http://setsuzoku.nifty.com/>

携帯電話  
からはこちら



パソコンでお困りのことなんでもご相談ください。  
「@niftyまかせて365」

「@niftyまかせて365」はインターネット、パソコンに関連する内容であれば、メーカーや機器を問わず、どんなことでもご相談いただける安心のサポートサービスです。

### 4つの特長

1

専用窓口  
だから電話が  
つながりやすい!

2

インターネット  
パソコン  
周辺機器まで  
幅広くサポート!

3

リモートサポートで  
お客様のパソコンを  
遠隔操作  
することも可能!

4

お財布に  
やさしい  
低価格!

<http://support.nifty.com/365/>



## アット・ニフティ パワーカードUC会員特約

### 第1条(名称)

本カードは、会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「当社」という)とニフティ株式会社(以下「ニフティ」という)が、提携し所定の手続きにより発行するもので、カードの名称はアット・ニフティ パワーカードUC(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(会員資格)

1.当社に対し、本特約、ニフティが定める会員規約(以下「@nifty規約」という)およびUCカード会員規約(以下「UC会員規約」という)を承認のうえ、本カードの利用をお申込みいただいた方で、ニフティとプロバイダー契約を締結し、かつ、当社が本カード利用を承諾した方を会員とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。 2.当社は会員に対し、本カードを貸与します。

### 第3条(会員資格の喪失)

1.会員は、@nifty会員規約及びUC会員規約に定める会員資格の喪失事由に該当し、契約を解除された場合には、本カードの会員資格を喪失するものとします。なお、本人会員が会員資格を喪失した場合には、その家族会員も会員資格を喪失するものとします。 2.第1項により、UCカードの返還を求めた時は、速やかに返還を求められたカードを当社に返還するものとします。

### 第4条(ご利用代金明細書の発送)

1.当社所定の時期より、会員規約の定めに拘わらず、ショッピング1回払いのみご利用の会員へはご利用代金明細書は発送しないものとします。  
2.会員は、毎月のお支払い金額を当社所定のホームページにて確認できるものとします。

### 第5条(本規約の変更等の準用)

1.UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。 2.本特約に定めない事項については、UC会員規約が適用されるものとします。

## アット・ニフティ パワーカードUCカラット(学生専用)会員特約

### 第1条(名称)

本カードはニフティ株式会社と会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「当社」という)が提携して発行するものでアット・ニフティ パワーカードUCカラット(学生専用)(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(会員資格)

1.当社に対し、本特約、アットニフティパワーカードUC会員特約およびUCカード会員規約(以下「UC会員規約」という)を承認のうえ、本カードの利用をお申込みいただいた方で、当社が本カード利用を承諾した方を会員とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。 2.会員の家族であっても家族会員として申込むことはできません。

### 第3条(退会およびカードの利用停止と返却)

会員が、学校を退学・停学・休学した場合、当社は何らの通知、催告書を要せずして、カードの利用停止または会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

### 第4条(カードの切替)

当社は審査のうえ、卒業予定年の前年または卒業予定年の所定の時期に本カードをアット・ニフティ パワーカードUC一般に切替えることができます。

### 第5条(適用)

本特約に定めない事項については、アット・ニフティ パワーカードUC会員特約及びUCカード会員規約が適用されるものとします。

### 第6条(本規約の変更等の準用)

UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。